

様式第4号（第11条関係）

基建第1844号
平成28年3月25日

第17区 区長
山田辰己様

基山町長 松田一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

建設課で現場を確認しました。けやき台地内では同様の交差点が数多く存在しており、交通量を考慮して全体的に適切な設置場所を検討します。

2 取扱いの理由

カーブミラーは、不特定多数が通行し、視認性が低い交差点に設置いたしております。要望の場所については、不特定多数の通行は少ないものの生け垣や擁壁で視認性が低い場所も見受けられますので、現地調査をおこない協議いたします。